

議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

D X 推進室 業務プロセス担当
福祉課 保護係
医療保険課 医療助成係

議案名

議案第2号 桐生市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市におけるマイナンバーによる情報連携の独自利用事務を追加するため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項の規定に基づくマイナンバーによる情報連携の独自利用事務として、次の事務を追加するものです。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
- (2) 桐生市福祉医療費助成条例の規定による福祉医療費の支給に関する事務

(施行期日：公布の日)

背景・経過

制度開始以降、これまでも本市においては法律に定められた事務においてマイナンバーによる情報連携を行ってきました。法律第9条第2項は、地方公共団体は条例で定める事務についてマイナンバーによる情報連携をすることができる旨規定しています。

今回の改正は、外国人に対する生活保護法に基づく保護に準じた保護の受給者がマイナンバー保険証を利用するオンライン資格確認を行うために、オンライン資格確認等システムを利用するに当たっては、各地方公共団体においてマイナンバーの独自利用を開始する必要があるため行うものです。

また、転入者等が行う福祉医療助成申請手続においては、現行では所得課税証明書の提出が必要ですが、情報連携を行うことによって、証明書の提出を省略できるようになります。そのことにより、市民の手続負担を軽減し、利便性を向上させるとともに、迅速かつ効率的に事務を進めることができるため独自利用を開始しようとするものです。